

○総務省告示第九十号

平成二十年総務省告示第四百八十一号（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件）は、平成二十四年三月二十六日限り、廃止する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫